

## いずみこども園 重要事項説明書

教育・保育給付認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 いずみ会
所 在 地	静岡県浜松市東区小池町 710
電 話 番 号	053-434-4411
代表者氏名	理事長 林 隆道

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型 認定こども園
施 設 の 名 称	いずみこども園
施 設 の 所 在 地	浜松市東区小池町 710
連 絡 先	電話番号053-434-4411 FAX053-434-4435
管 理 者	園長 林 幸洋
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする 満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	〈1号認定子ども〉 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外 の児童 11人 〈2号認定子ども〉 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする 児童 72人 〈3号認定子ども〉 満1歳以上満3歳未満の児童で保育を必要とする児童 40人 満1歳未満の児童で保育を必要とする児童 18人
開 設 年 月 日	昭和52年 4月 1日 いずみ保育園認可 平成28年 4月 1日 認定こども園移行認可

### 3 施設の目的・運営方針

いずみこども園（以下「当園」という。）は、乳幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営

方針に基づき教育・保育を一体的に提供していきます。

- (1) 当園は、園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 当園は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造し最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 当園は、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行います。
- (4) 当園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	3,417.34 m <sup>2</sup>
	園庭	976.078 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	1,171.70 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	5室	
遊戯室(ホール)	1室	ランチルーム
調理室	1室	

#### 5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
リーダー保育教諭	3	3		
保育教諭	20	14	6	
栄養士	2	2		
調理員	2		2	

当園では、保育の実施に必要な最低限な職員として、上記の職種の職員を配置しています。児童の利用人数に応じて配置状況は変化します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00の間の8時間）※
副園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00の間の8時間）※
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00の間の8時間）※
リーダー保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00の間の8時間）※
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00の間の8時間）※
栄養士	正規の勤務時間帯（7：50～16：40）
調理員	正規の勤務時間帯（7：50～12：40）

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた教育・保育給付認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝日、夏休み及び年末年始（1月1日前後の1週間） （※注1）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

（※注1）ただし、夏休み（8月15日前後の1週間）年末年始（1月1日前後の1週間）及び祝日は休園となります。

## 7 幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた教育・保育給付認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 （概ね4時間程度）	9時00分～14時（※注1） （但し、お昼寝終了後まで）
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 （最大11時間）	7時～18時（※注2）
	保育短時間 （最大8時間）	8時～16時（※注3）

(※注1) 14時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますので御相談ください(別途利用者負担が必要となります)。

(※注2) 7時から18時までの範囲内が、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます。)

なお、18時以降の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

ただし、土曜日の保育時間は、7時から18時までです。

**また、将来的に延長保育の時間を朝30分、夕方30分(午前7時から30分、午後6時30分から30分)に変更する予定です。**

(※注3) 8時から16時までの範囲内が、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、8時から9時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

## 8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

### (2) 提供する教育保育の内容

仏教の精神に基づく教育・保育を行ないます。

遊びを中心とした教育・保育を行ないます。

子どもたちの学びの主体性を大切にする教育・保育を行ないます。

異年齢による活動を中心とした教育・保育を行ないます。

※詳細については、いずみこども園園則・管理運営規程及びいずみこども園注意事項をご確認ください。(ホームページに掲載しています。)

### (3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

午前離乳食		昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時頃	14時頃	
1歳児	10時30分頃	11時頃	14時30分頃	
2歳児		11時頃	14時30分頃	
3歳児		11時30分頃	14時30分頃	
4歳児		11時30分頃	14時30分頃	
5歳児		11時30分頃	14時30分頃	

※ 子ども達の嗜好を知るためにお弁当持ちをお願いすることがあります。

※ 献立表は毎月パステルメールにてお知らせいたします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

除去食の提供を行います。(書類提出が必要です)

#### (4) 土曜保育等の共同保育

土曜保育及び8月のお盆期間については、法人が運営する小規模保育室いづみっこの共同保育とします。保育に当たる保育者もいづみっこの職員があたる場合があります。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

保育料及び利用者負担金は、原則とぴあ浜松小池支店からの口座振替によるお支払いとし、毎月25日に引き落とします。利用料の支払いが2か月以上滞納となった場合は、督促状を発行します。督促状を受け取った際は、発行月の翌月までに利用料をこちらの指定する口座に利用者が振込手数料を負担し、振り込む事とします。正当な理由がなく、利用者の支払いがない場合は、利用継続の意思を確認します。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法は、上記保育料と同じ口座よりの振替とさせていただきます。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、特定教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき。

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により教育・保育給付認定が取り消されたとき。

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1号認定児が家庭の都合により休園を申し出た場合、園長が理由などを確認し、休園に相当すると判断した場合は休園を許可する。

但し、3ヶ月以上の長期休園を申し出た場合は再度話し合い、理由によ

り退園とすることもある。

### 1 1 当園における利用の留意事項

- (1) 当園で活動中に撮影した写真・動画は、園内の掲示板・お便り・ホームページ・パンフレット・職員の保育研究に使用する予定です。(書面をもって同意した保護者)
  - (2) 入園時・進級時には、以下の提出書類を必ず提出してください。  
連絡カード・発熱怪我緊急時連絡表・非常時災害時のお迎え確認表・暑い時期の屋外活動同意書・日本スポーツ振興センター同意書(園加入の園児の保険)・個人写真の掲載同意書・校納金等貯金口座振替依頼書・アレルギー(医師の指示書)疾患生活指導票(アレルギーによる除去食を行う子)その他当園が必要とする書類。
  - (3) 細心の注意を払って保育いたしますが、万一けがや病気などで医療機関にかかった場合、治療費については健康保険証を使用させていただき、自己負担分は、園で負担させていただきます。
  - (4) 熱が 37.5℃以上ある場合は、登園を控えてください。また、登園後に 38℃を超えた場合には、お子様の様子について連絡させていただきます。
  - (5) 保護者は園の利用にあたっては、原則保育業務省力化システムに登録させていただきます。(パステルへの登録)
  - (6) 遅刻、欠席の連絡は、原則保育業務省力化システムで連絡をすることとします。(パステルにて連絡)
  - (7) 保育に対するご意見、職員の子ども保護者への態度など気になることあれば、園長に申し出てください。ただし職員に対する、常識の範囲を超えた要求や人格を否定する言動にはお応え致しかねます。また、職場環境の悪化を招く行為には毅然とした態度で対応します。
- ※いずみこども園職員は、保護者からの心づけを辞退いたします。

### 1 2 嘱託医、嘱託薬剤師

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科、小児科

医療機関の名称	岡田内科
医 院 長 名	岡田 哲朗
所 在 地	浜松市東区大瀬町 875-1
電 話 番 号	053-434-6800

#### (2) 歯科

医療機関の名称	鈴木けいた歯科
医 院 長 名	鈴木 けいた
所 在 地	浜松市東区小池町 170
電 話 番 号	053-434-7300

### (3) 薬剤師

医療機関の名称	レモン薬局 寺脇店
薬 剤 師 名	武田 惇志
所 在 地	浜松市南区寺脇町 828-4
電 話 番 号	053-444-3188

### 1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別紙連絡カードの緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。また、以下の緊急連絡先等へ速やかに電話連絡を行います。

※園よりの災害などの緊急連絡は、原則登録いただいたパステルより、パステルメールとして連絡いたします。

管轄する消防署、警察署等の関係機関の名称	緊急連絡：浜松市消防局情報指令課 電話番号：119 消防署：東消防署上石田出張所 電話番号：053-433-0119 警察署：長上交番 電話番号：053-421-1509
----------------------	--

### 1.4 ご意見・ご要望等に関する相談窓口

当園では、ご意見・ご要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。保育者等の対応で気になることは、ご相談ください。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 林 千晴 ・ご利用時間 8：30～ 18：30 ・電話番号 053-434-4411 F A X 053-434-4435 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
苦情解決責任者	園長 林 幸洋	
第三者委員	竹村 祥子	主任児童委員
		電話番号 090-7029-8456
	稲田 定彦	小池町自治会長
		電話番号 053-433-1921

※ 当園では、上記のほか園内に**ご意見・ご要望等**に係る投函箱を設置しています。

### 15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月1回以上実施します。

### 16 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険 保育園児団体傷害保険
保険の内容	通常保育業務・特別保育業務を包括的に補償します。
保険金額	1名2億円、1事故10億円、

### 17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。



当園における特定教育・保育の提供を開始するに当たり、保護者等に対して発行された支給認定書を確認し、本書面に基づき重要事項及び「いずみこども園注意事項」の説明を行いました。

園名： いずみこども園  
説明者職氏名： 園長 林 幸洋 印

私は、本書面に基づいて「いずみこども園」の利用にあたって重要事項及び「いずみこども園注意事項」の説明を受け、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することにより、いずみこども園における特定教育・保育の提供されること及び、開始されることについて同意しました。

年 月 日

保護者住所：  
児童氏名：  
保護者氏名： 印  
児童から見た続柄：

別表1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
2号認定主食費 (3・4・5歳児)	主食代を負担する費用 主食費については、お休みをした場合も返還は行っておりません。(主食持参も可)	月額 1,000円
2号認定副食費 (3・4・5歳児)	副食代を負担する費用 副食費の基本負担額は、月額5,000円とする。 ただし、月22日以下の利用の場合は、月額4,800円とする。また、月16日以下の利用の場合は、月額3,300円とする。(遅刻・早退は含まず計算)	月額 5,300円 月額 4,800円 (22日以下の利用) 月額 3,300円 (16日以下の利用)
1号認定主食費 (満3・3・4・5歳児)	主食代を負担する費用 主食費については、お休みをした場合も返還は行っておりません。(主食持参も可)	月額 1,000円
1号認定副食費 (満3・3・4・5歳児)	副食代を負担する費用 副食費の基本負担額は、月額4,100円とする。 月14日以下の利用の場合は、月額2,100円とする。 (遅刻・早退は含まず計算)	月額 4,300円 月額 2,300円 (14日以下の利用)
卒園アルバム費	5歳児の卒園アルバムを作成する費用 (1号、2号認定とも)	月額 600円
特別保育活動費	5歳児のお泊り保育、雪遊び等をするための費用 (1号、2号認定とも)	月額 1,300円
スケート代	4歳児、5歳児のスケート活動に係る費用 (1号、2号認定とも)	1回 720円
定額制紙オムツ費	定額制紙オムツ利用者に係る費用(利用者のみ)	1ヶ月 2,498円
定額制布・紙オムツ費	定額制布・紙オムツ利用者に係る費用(利用者のみ)	別紙による
紙オムツ処分費	定額制紙オムツ、持参紙オムツ処分に係る費用	1ヶ月 50円
おしぼりタオル (プールの利用)	除菌ペーパータオル使用に係る費用 (外から戻ってくるとき・昼食時に使用)	1ヶ月 300円 1枚 5円
土曜日使用プールの	土曜日使用の除菌ペーパータオルに係る費用	1枚 5円
連絡ノート	個人持ち物品	1冊 200円
ベットシート(小)	個人持ち物品	1枚 2,600円
ベットシート(大)	個人持ち物品	1枚 2,600円
帽子	個人もち物品	1つ 570円
帽子(UVガード付き)	個人持ち物品	1つ 970円
体操服半袖	個人持ち物品	1枚 1,850円
体操服長袖	個人持ち物品	1枚 2,100円
体操服ズボン	個人持ち物品	1枚 1,450円
あいうえお帳	個人持ち物品	1冊 440円
鞆	個人持ち物品	1個 2,800円
入園事務手数料	1号認定こども園の入園に関する選考事務手数料	5,000円

## 2 時間外保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料（ア又はイの料金）
  - ア 18時から18時30分まで利用した場合1回250円、月額3,000円
  - イ 18時から19時まで利用した場合1回350円、月額4,000円
- (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料(ア, イ, ウ, エ, オの利用時間合算料金)
  - ア 7時から7時30分まで利用した場合1回100円、月額1,000円
  - イ 7時30分から8時まで利用した場合1回100円、月額1,000円
  - ウ 16時から18時まで利用した場合1回100円、月額1,000円
  - エ 18時から18時30分まで利用した場合1回150円、月額2,000円
  - オ 18時30分から19時まで利用した場合1回150円、月額2,000円
- (3) 1号認定に係る時間外保育料(ア, イ, ウ, エ, オの利用時間合算料金)
  - ア 7時から9時まで利用した場合1回150円、月額1,500円
  - イ 8時から9時まで利用した場合1回100円、月額1,000円
  - ウ 14時から16時まで利用した場合1回100円、月額1,000円
  - エ 16時から18時まで利用した場合1回100円、月額1,000円
  - オ 18時から19時まで利用した場合1回150円、月額1,500円

注：利用料には、1回払いと月額払いの利用を選択できます。但し、月途中で  
の選択の変更はできません。

※月額払いの時間外保育料については、保育料と同じ口座より引き落としさせていただきます。明細については、パステルよりご確認ください。

## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・保育業務省力化システムの利用にあたり、個人情報を登録し利用します。

小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予の小学校との間で情報を共有すること。

- ・児童の発達の為に、必要な関係機関に対し必要な情報提供を行い円滑な接続を図り、支援を行なうこと。

- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

- ・保育業務省力化システムの情報を園が活用すること。

いずみこども園

園長 林 幸洋 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：